

## 关于消费税的免税手续

## 1. 免税とは

## 什么是免税

- 消費税とは、日本国の国内法である消費税法によって賦課される税金です。

**消費税是由日本消费税法所规定需缴纳的税金**

※財貨・サービスの取引により生ずる付加価値に着目して課税することから、

欧米のValue-Added Tax、付加価値税、もしくはGoods and Services Tax、物品税に相当します。

**该税着眼于财物、服务等交易产生的附加价值而课税，所以可以认为相当于欧洲的**

- 当店で免税は、日本国内における消費税の免税であり、外国人のお客様のために設けられた税法上の特例措置です。

**本店执行日本国内消费税免税手续，在税法上属于专为海外人员而设的特例制度。**

- 免税の手続きはすべて消費税法に規定されており、当店の判断によるものではありません。

**所有免税手续由消费税法所规定，并非本店自行决定。**

- お買い上げになった物品に付加された消費税5%を免税し返金いたします。

**我们将退还顾客所支付商品款额中所含5%的消费税。**

## 2. 免税を受けることの出来るお客様

## 可以享受免税的顾客

- 日本に入国して6ヶ月以内の外国籍のお客さま。

**入日本国境后未滿6个月的外国籍顾客**

※日本入国時の旅券にある上陸許可の証印が「再入国」でないもの。

**※入日本国境时，护照上的入境许可章非“再入境”许可。**

- 旅券にある在留資格が「外交」「公用」のお客様。

**护照上的滞留资格为“外交”、“公务”的**

※日本入国後6ヶ月以上経過していても可。

**※入日本国境即使超过6个月也可以享受免税。**

## 3. 免税の条件

## 免税条件

- 免税の対象となる物品は、化粧品、飲食料品、たばこ、医薬品、フィルム、電池などの消耗品を除く通常生活の用に供する物品で、一取引の合計金額が10,501円を超える場合です。

**所谓免税品须是供日常生活使用的物品，且一次性交易总额需超过10501日元。然而，“化妆品、食品、烟草、医药品、胶卷、电池”等即时消耗品不在免税范围内。**

## 免税対象

## 免税品



合計金額10,501円以上の生活用品

**总额超过10501日元的生活用品**

## 免税対象外

## 非免税品



合計金額10,501円未滿の生活用品  
化粧品・食料品・たばこなどの消耗品

**总额未滿10501日元的生活用品  
化妆品、食品、烟草等消耗品**

## 4. 免税の手続き

## 免税手续

- 物品購入者本人の旅券(コピーは不可)を提示してください。

**请出示物品购买者本人的护照(复印件无效)**

- 出国の際に国外へ持ち帰ることを記載した購入誓約書を提出してください。

**出境时请出示记载携带出境事宜的购买协议书。**

- 当店がお客様の旅券に輸出免税物品購入記録票を貼ります。

※輸出免税物品購入記録票は、お客様が出国する際に税関が回収いたします。

**本店为您在护照上粘贴出口免税品购入记录票。**

**※您出境时海关将对出口免税品购入记录票进行回收。**